

事務連絡

令和6年5月14日

障がい者就労支援事業所各位

岐阜県セルフ支援センター所長

### 販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきまして、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までにFAXにてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

#### 記

イベント名	令和6年度岐阜県民児協研修会（岐阜会場）
募集事業所数	各10事業所
販売日時	令和6年7月・・・2日（火）、23日（火） 8月・・・1日（木） 9月・・・9日（月）、11日（水） 販売時間： 10：00～13：30（予定）
場所	都ホテル 岐阜長良川 2階ボールルーム
申込期限	令和6年6月4日（火）必着
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・販売機は、1事業所あたり1台（180cm×90cm）を準備します。</li><li>・個包装の物のみ販売できます。</li><li>・試食・試飲の提供はできません。</li><li>・食品を取り扱う場合は、販売前に賞味期限の再確認をお願いします。</li><li>・研修会参加予定人数は約300名です。</li><li>・やむを得ず販売イベントを中止する場合があります。</li></ul>

### ◎コンプライアンス（法令遵守）

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。

### ◎お申し込み方法

『令和6年度イベント出店申込書』に必要事項を記入のうえ、申込期限までに下記の番号にFAXしてください。

FAX番号 058-275-4888

### ◎販売方法について

各事業所の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

### ◎利用料徴収について

当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

### ◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。

岐阜県セルフ支援センター事務局（担当：山田）

TEL：058-201-1561／FAX：058-275-4888

Email：gifu-selpshien@winc.or.jp

